

組合員にやさしい共済



ほっちゃん

# 緩和共済

&lt;引受基準緩和型共済(医療コース)・(生命コース)&gt;

## 持病があっても加入できる 新しい共済



お問い合わせ先 UAゼンセン生活応援・共済事業局 UAゼンセン福祉共済互助会

**0120-229-075**

共済フリーダイヤル

**TEL 03-3288-3533**

生活応援・共済事業局

**FAX 03-3288-3708**

共済直通

左記QRコードをスマートフォンやタブレット端末のQRコードリーダーで読み取ることで、UAゼンセン共済ホームページへ簡単にアクセスいただけます。また、各共済ページからは、パンフレットもダウンロードいただけます。

URL: <http://uazensenkyosai.jp/>  
E-mail: [kyosai@uazensen.jp](mailto:kyosai@uazensen.jp)  
〒102-8273 東京都千代田区九段南4-8-16  
受付時間:平日9:00~18:00(水曜~17:15)

### 「医療コース」「生命コース」選べる2つのコース

#### ①加入コース

##### 医療コース

加入者の**入院**や**手術**に対応するコースとなります。なお、特約として**休業保障特約**を付加することができます。

##### 生命コース

加入者の**死亡時**・**重度障がい**時に**該当しない方**に対応するコースとなります。

#### ②加入資格

- 加入申込日現在、「健康状態についての質問」に**該当しない方**
- 保障開始日現在、**満64歳以下**の**組合員本人**

#### ③健康状態の告知事項

医療コース ...P2

生命コース ...P5

●いずれの状態にも**該当しない方**が加入できます。

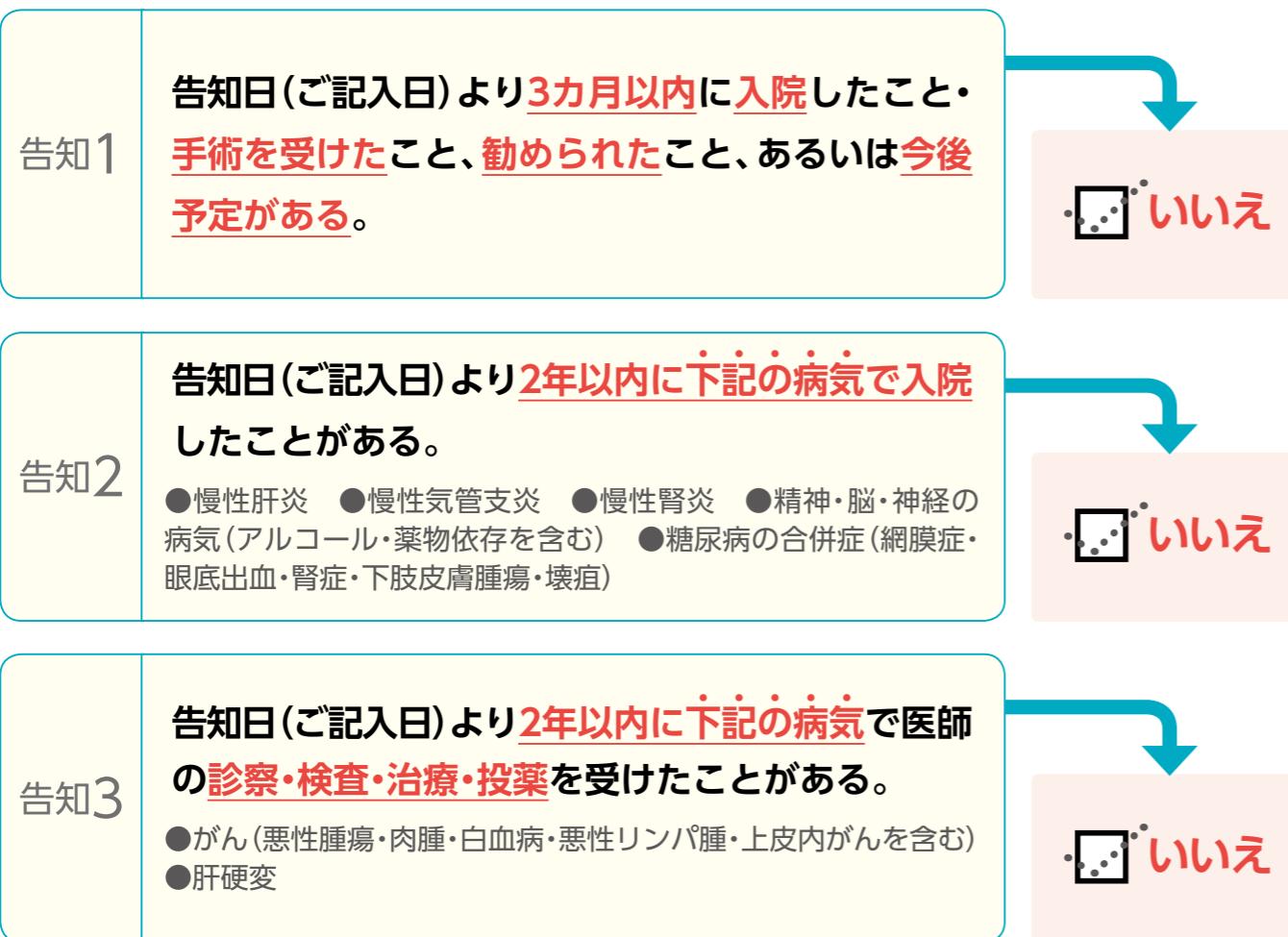
医療コース

生命コース



## 持病のある方にもあたたかい共済です。 告知事項は3つだけ

告知がすべて「いいえ」なら申込できます。



### 付帯サービスのご案内 無料!「メディカルコールサービス」の内容

緩和共済(医療コース)に加入すると以下のサービスが受けられます。

突然の発病やケガ、日常のおからだや子育てのお悩み、専門的な医療・健康から栄養、お薬のご相談まで、

専用のフリーダイヤル  0120-119-430 でお気軽にご利用いただけます!!

●現役の救急科専門医が常駐! 緊急医療・一般健康相談サービス	24時間 365日
●子育てをするママ・パパ支援、食に関する幅広い関連情報のご提供! 育児・栄養相談サービス	一部 事前予約 24時間 365日
●専門医による高度なサービス! 予約制専門医相談サービス	事前 予約
転院・患者移送手配サービス(国内のみ)	24時間 365日

●医療機関への道順もご案内! 医療機関案内サービス	24時間 365日
●さまざまな薬剤情報のご提供! お薬相談サービス	一部 事前予約 24時間 365日
●がん専門医による高度なサービス! 予約制専門医「がん」相談サービス	事前 予約
海外の医療情報に関する相談サービス	24時間 365日

### 医療コース 紹介内容

基本保障		
保障対象	保障内容	保障額
入院給付金	病気や不慮の事故により入院した場合に、お支払いします。 連続5日以上入院で、5日目から120日間の入院が対象です。(通算は無制限)	日額 <b>5,000円</b>
手術給付金	入院中に所定の手術を受けたとき	50,000円
	入院中以外に所定の手術を受けたとき	25,000円
放射線治療給付金	放射線治療を受けたとき	50,000円
先進医療給付金	先進医療を受けたとき	実費1回 <b>300万円限度</b> (通算無制限)

休業保障特約			
保障対象	保障内容	加入条件	保障額
休業保障給付金	病気やケガで 5日以上継続して自宅療養した場合に、お支払いします。 (5日目から入院と通算で120日限度)	平均月収6万円以上の方	日額 <b>2,000円コース</b>
		平均月収9万円以上の方	日額 <b>3,000円コース</b>
		平均月収15万円以上の方	日額 <b>5,000円コース</b>

### 医療コース 月額掛金

#### ■ 基本保障

年齢	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~79歳
月額掛金	1,900円	2,000円	2,300円	2,700円	3,600円	5,700円	5,700円	8,500円

#### ■ 休業保障特約

年齢	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~64歳
2,000円コース	100円	180円	250円	350円	500円	430円
3,000円コース	150円	270円	380円	530円	750円	650円
5,000円コース	250円	450円	630円	880円	1,250円	1,080円

※休業保障特約は、3月1日時点で満64歳に達した後に最初に到来する2月末日までとなります。

## 医療コース 基本部分の給付内容

### 1.入院給付金

- 加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その直接の結果として、医師等の治療を必要とし、かつ、保障期間中にその病気またはケガの治療を直接の目的として連続5日以上入院したときに5日目から、入院給付金日額×入院期間(1回の入院について120日が支払限度日数となります。)をお支払いします。ただし、保障期間中に病気またはケガを被り入院を開始することが必要です。<sup>\*2</sup>

\*1「1回の入院」とは次のいずれかに該当する入院をいいます。

- ・入院を開始してから退院するまでの継続した入院
- ・退院後、その日を含めて180日を経過した日までに再入院した場合で、その再入院が前の入院の原因となった身体障害(医学上重要な関係がある身体障害を含みます。)によるものであるときは再入院と前の入院を合わせた入院

\*2 この共済契約が更新加入である場合、初年度加入の保障期間の開始時以降に病気またはケガを被った場合を含みます。

\*1 上記における初年度加入、更新加入等については、各保障の対象者ごとに判断するものとします。

\*2 病気による入院中に新たな病気を被った場合、またはケガによる入院中に新たなケガを被った場合、それぞれの重複する期間については、重複しては入院給付金をお支払いできません。

### 2.手術給付金

- 加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その治療を直接の目的として、下記①～③の全ての条件を満たす手術<sup>\*2</sup>を受けたとき、下記<sup>\*3</sup>手術給付金表の金額をお支払いします。ただし、保障期間中に病気やケガを被り手術を受けることを要します。

\*2(手術の条件)

- ①この共済の保障期間中に行われた手術であること。(ただし、更新契約が締結されなかった場合においては、この共済契約が終了した後で、かつ入院給付金の支払い対象となる入院期間中に行われた手術を含みます。)

- ②公的医疗保险制度における医科診療報酬点数表により手術料の算定対象と列挙されている手術を受けた場合。ただし、次の手術を除きます。

ア.傷の処置(創傷処理、デブリードマン)

## 医療コース 休業保障特約部分の給付内容

- 医師の治療を受け、かつ業務に全く従事できず、5日以上継続して自宅療養をした場合に、5日目からお支払いします。ただし、4日以上の継続入院後の自宅療養については、1日目からお支払いします。

●入院給付金と重複してお支払いはしません。

- 給付事由につき入院日数を含めて120日を限度とします。なお、1給付事由とは、前回の休業終了もしくは退院後、その日を含め6ヶ月を経過した日までに再度休業もしくは入院した場合で、その再休業もしくは再入院が、前の休業もしくは入院の原因となった身体障

- イ.切開術(皮膚、鼓膜)
- ウ.骨・関節の非観血整復術、非観血整復固定術および非観血授動術
- エ.抜歯(骨の開削等を行った場合も含む)
- オ.異物除去(外耳、鼻腔内)
- カ.鼻焼灼術(鼻粘膜、下甲介粘膜)
- キ.魚の目、タコ手術(鶏眼、胼胝切除術)
- ③病院等における手術である。

\*3(手術給付金表)

上記以外	入院中	入院給付金日額の10倍
	入院中以外	入院給付金日額の5倍

- 時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合には、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみお支払いします。また手術によっては、回数の制限がある場合があります。

### 3.放射線治療給付金

- 加入者(保障の対象者)が病気またはケガを被り、その治療を直接の目的として、保障期間中に公的医疗保险制度に基づく医科診療報酬点数表により放射線治療料の算定対象として列挙されている放射線治療を受けたとき、入院給付金日額の10倍をお支払いします。ただし、保障期間中に病気またはケガを被り放射線治療を受けることが必要です。この共済契約が更新加入である場合、初年度加入の保障期間の開始時以降に病気またはケガを被った場合を含みます。

\*4 血液照射を除きます。お支払いの対象となる放射線治療を複数回受けた場合は、施術の開始日から、60日の間に1回の支払を限度とします。

### 4.先進医療給付金

- 加入者が病気またはケガにより、その治療を直接の目的として、主務官庁が定める設備基準に適合する治療施設において行われる先進医療を受けたとき、先進医療の技術に係る実費を、300万円を限度にお支払いします。ただし、加入期間中に病気またはケガを被り先進医療を受けることが必要です。
- 限度額は原則1回の病気・ケガにつき適用します。
- 他の保険契約または共済契約から先進医療給付金が支払われた場合には、先進医療給付金が差し引かれことがあります。



# 持病のある方にもあたたかい共済です。 告知事項は3つだけ

告知がすべて「いいえ」なら申込できます。

告知1

**現在、病気<sup>\*1</sup>やケガのため、入院・安静加療<sup>\*2</sup>をしている、または、入院・安静加療・手術<sup>\*3</sup>の必要があると医師に診断されている。**

いいえ

告知2

**過去1年以内に、病気やケガ(手足の骨折は除きます)のため、連続して14日以上の入院・安静加療したこと<sup>\*4</sup>がある。または、過去1年内に手術を受けたことがある。**

いいえ

告知3

**別表の疾病により、過去1年内に入院したことがある。または、過去1年内に週2回以上、通院治療をしたことがある。**

いいえ

\*1 「病気」には、妊娠・分娩に伴う異常(帝王切開・子宮外妊娠・妊娠高血圧症候群(妊娠中毒症)・流産など)を含みます。

\*2 「安静加療」とは、医師の診断にもとづき、自宅などで静養している状態をいいます。なお、1週間程度で完治するかぜ・インフルエンザによる安静加療は含みません。

\*3 「手術」には、切開術のほか、抜釘術、内視鏡手術、レーザー手術、レーシック手術、帝王切開、人工中絶手術なども含みます。また、入院を伴わない日帰り手術も含みます。ただし、抜歯は含みません。

\*4 「連続して14日以上の入院・安静加療をしたこと」には、入院日数と安静加療の期間が合計14日以上となる場合を含みます。例えば、自宅で2日間の安静加療後、10日間入院し、さらにその後自宅で2日間安静加療した場合などを含みます。

### 別表(告知3・疾病一覧)

- ①新生物(がん、腫瘍、肉腫、筋腫、白血病など。) ②糖尿病 ③心疾患(心臓病など。高血圧症を含みます。) ④脳血管疾患(脳出血、くも膜下出血、脳梗塞、脳血栓症など。) ⑤胃、腸の疾患(胃潰瘍、十二指腸潰瘍、腸閉塞、潰瘍性大腸炎、腹膜炎など。) ⑥肝臓、脾臓の疾患(肝炎、肝硬変、肝機能障害、脾炎など。) ⑦腎臓の疾患(腎炎、腎不全、ネフローゼなど。) ⑧呼吸器の疾患(肺炎、肺結核、肺気腫、慢性気管支炎、気管支拡張症など。) ⑨精神障がい(うつ病、アルコール依存症、統合失調症など。) ⑩神経の疾患(髄膜炎、脳性麻痺、パーキンソン病、筋ジストロフィーなど。) ⑪血管および血液の疾患(動脈硬化症、動脈瘤、血栓症、血友病など。) ⑫眼の疾患(白内障、緑内障、網膜剥離、網膜色素変性など。) ⑬脊髄、骨、関節、全身性結合組織、免疫の疾患(強直性脊椎炎、後縦靭帯骨化症、骨髓炎、骨パジェット病、関節リウマチ、膠原病、ベーチェット病、免疫不全症候群など。)

## 生命コース 紹介

保障対象	保障内容	加入タイプ	保障額
死亡・重度障害共済金	病気や不慮の事故により死亡した場合 または重度障がいとなった場合にお支払いします。	S-3	300万円
		S-5	500万円

\*加入者が直接であると間接であることを問わず、保障開始日および更新日においてすでに罹患していた疾病または受傷していた傷害を原因として、保障開始日または更新日から180日以内に死亡した場合または重度障がいとなった場合には、死亡共済金、重度障害共済金、それぞれ、100分の50に相当する金額をお支払します。なお、死亡共済金と重度障害共済金は重複してお支払いできません。

## 生命コース 月額掛金

年齢	15~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳
<b>S-3コース 300万円</b>	1,300円	1,300円	1,300円	1,600円	2,500円	4,800円
<b>S-5コース 500万円</b>	2,000円	2,000円	2,000円	2,600円	4,100円	8,000円

## 生命コースの給付内容

### 1. 共済金が給付される場合

加入者(保障の対象者)が次の状態になった時、共済金が給付されます。

① 死亡した時

② 次のような重い障がい(重度障がい)になった時

重度障がいとは、傷病が治癒し、その後に残存する身体障がいの状態が、労働者災害補償保険法に準じた、規約に定める「身体障がい等級別支払割合表」の第1級、第2級および第3級の2,3,4のいずれかの障がい状態に固定した場合をいいます。

「重度障がい状態について」

重度障害共済金の支払対象となる重度障がいの状態

### <身体障がいの状態の定義>

身体障がいとは、病気または傷害が治癒したときに残存する生物学的器質的变化を原因とし、将来においても回復が困難と見込まれる精神的または身体的なき損状態をいいます。

[備考] 視力の測定は、万国式試視力表によります。屈折異常のあるものについては、きょう正視力について測定します。

①両眼が失明したもの

②そしゃく及び言語の機能を廃したものの

③神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

④胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、常に介護を要するもの

- ⑤両上肢をひじ関節以上で失ったもの
- ⑥両上肢の用を全廃したもの
- ⑦両下肢をひざ関節以上で失ったもの
- ⑧両下肢の用を全廃したもの
- ⑨一眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの
- ⑩両眼の視力が0.02以下になったもの
- ⑪神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、隨時介護をするもの
- ⑫胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、隨時介護をするもの
- ⑬両上肢を手関節以上で失ったもの
- ⑭両下肢を足関節以上で失ったもの
- ⑮そしゃくまたは言語の機能を廃したもの
- ⑯神経系統の機能または精神に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
- ⑰胸腹部臓器の機能に著しい障がいを残し、終身労務に服することができないもの
- (注1)死亡共済金と重度障害共済金は重複して給付されません。
- (注2)過去に重度障害共済金をお支払いしていた場合、その支払いと同一の傷病を原因として再び共済事故が発生しても、共済金は給付されません。



## ご加入にあたって

### ① 加入手続と受付窓口

所定の「加入申込書兼口座振替依頼書」に必要事項を記入のうえ、組合経由でUAゼンセン生活応援・共済事業局へご提出ください。

### ② 加入締切日

毎月20日(休日の場合は前営業日)UAゼンセン生活応援・共済事業局必着です。

### ③ 掛金

#### 1. 掛金の適用

(1)加入日(発効日)・変更日時点での年齢によって、適用される掛金が異なります。また、ご加入後も、更新日(毎年3月1日)時点での年齢によって、適用される掛金が異なります。

例 2月1日で40歳となる方



申込日(告知日)時点では39歳ですが、加入日(発効日)時点では40歳となるため、40歳の掛金が適用されます。

(2)既にご加入の方についても、更新日(毎年3月1日)時点における年齢によって、適用掛金が変更となります。

### 2. 掛金の引落し

(1)掛金は、組合員本人の指定預金口座(年金・積立・医療・レジャー・長期休業保障・生命共済ご加入の場合は同じ口座)から自動的に引落しされます。(所属組合によっては給与天引ができますので、所属組合にご確認ください。)

(2)掛金が引落しされなかった場合は、翌月まとめて再請求いたします。

(3)掛金が3ヵ月引落しされなかった場合は、最初の引落しきできなかった月の前月末をもって自動脱退となります。また、新規加入では契約不成立となります。

\*自動脱退後再加入の手続きをした場合は、再加入日(保障開始日)から新規加入扱いとなります。

### 3. 保障開始日(加入日)

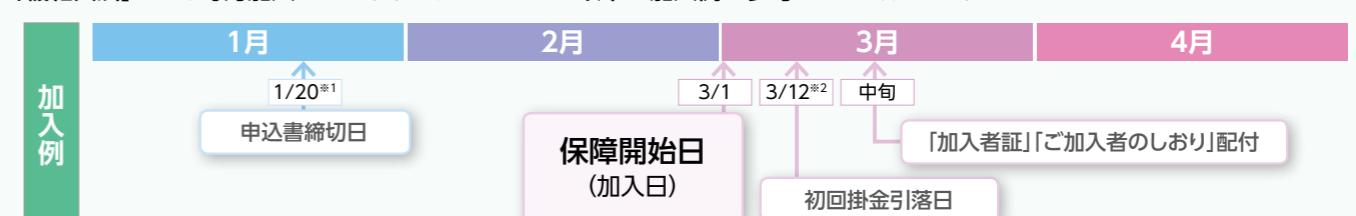
初回掛金引落し日の当月1日の午前0時からとなります。

例 1/20申込書締切(12/21~1/20申込書到着分)



### 4. ご加入までのスケジュール

1. 「緩和共済」には、毎月加入できます。スケジュールは以下の加入例を参考にしてください。



※1 20日が土・日・祝日の場合は前業務日

※2 12日が土・日・祝日の場合は翌業務日

※3 加入の証として「加入者証」と「ご加入者のしおり」を発行します。(保障開始日の当月中旬に組合宛発送します。ただし、「加入者証」に記載の通り、第1回目の掛金が入金された後、加入日より保障が開始されます。)

※4 「加入者証」は、更新日(3月1日)ごとに、新しく発行します。(毎年3月中旬に組合経由で発送します。)

## 2.2019年1月～2019年12月の締切スケジュール

申込書のUAゼンセン到着締切日	初回掛金引落日	保障開始日
1月18日	3月12日	3月1日午前0時
2月20日	4月12日	4月1日午前0時
3月20日	5月13日	5月1日午前0時
4月19日	6月12日	6月1日午前0時
5月20日	7月12日	7月1日午前0時
6月20日	8月13日	8月1日午前0時
7月19日	9月12日	9月1日午前0時
8月20日	10月15日	10月1日午前0時
9月20日	11月12日	11月1日午前0時
10月18日	12月12日	12月1日午前0時
11月20日	1月14日	1月1日午前0時
12月20日	2月12日	2月1日午前0時

## 6 「割戻金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」および「生命保険料控除共済掛金証明書」の発行

※生命コースのみ

1.毎年10月に発行します。

2.「割戻金等支払通知書兼振替出資金受入れ通知書」に、今年度の割戻金額(全労済への振替出資金額)および前年度までの出資金額が記載されています。

## 7 共済期間

共済期間は1年です。同じ契約内容で引き続き加入される場合は、毎年3月1日付で自動更新され、手続きは不要です。

## 8 内容変更手続き(加入コースの変更等)

※生命コースのみ

1.加入コースの変更は、毎年3月1日付で取り扱います。(ただし、**加入申込書については11月21日～1月18日必着にてご提出ください。**)

2.保障が高いコースへの変更の場合、「健康状態の質問事項」に対する回答が必要となります。

## 9 脱退

1.加入者は、3月1日現在満79歳(医療コース)、満69歳(生命コース)に達した後に最初に到来する2月末日をもって、自動脱退となります。

2.組合員でなくなる場合は、組合の承認を得て「UAゼンセン福祉共済会」に加入することにより、契約を継続することができます。

3.加入者が死亡または重度障がいになった時は、当月末日をもって脱退となります。ただし、組合員本人が死亡し、その後配偶者・子どもの保障を継続希望される場合は、組合の承認を得て配偶者が「福祉共済会」の会員になることによって継続できます。(改めて申込書を提出していただきます。)

## 10 給付金・共済金の請求

共済事由が発生した時は、30日以内にUAゼンセン生活応援・共済事業局にご報告ください。

※給付金・共済金の請求は、所定の用紙にご記入のうえ、所属の組合経由でご提出ください。

## 個人情報の取り扱いに関するご案内

UAゼンセン福祉共済互助会はUAゼンセン各加盟組合に本加入申込書に関する個人情報を提供いたします。各加盟組合は本加入申込書に関する会員の確認、加入者からの照会・応答、給付金請求の他、UAゼンセン共済その他UAゼンセン福祉共済互助会が行う各種情報・サービスの提供・案内等を行うために利用させていただきます。加入申込者におかれでは、共済加入申込にあたり、UAゼンセン各加盟組合が個人情報を上記目的のために提供・利用することにつきご同意いただきたくお願い申し上げます。

また、UAゼンセン福祉共済互助会は、提携団体である全国労働者共済生活協同組合連合会(以下、全労済という)に本加入申込書に関する個人情報を提供します。

①全労済はUAゼンセン及び共済加入者から受領した個人情報を引受基準緩和型共済生命コースの共済契約の締結・維持管理、共済金の支払いなどの判断に関する業務や、全労済の事業、各種商品、サービスのご案内などの目的以外では使用しません。また全労済は、(社)生命保険協会、(社)生命保険協会加盟の各生命保険会社等とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等の解除もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、当会を含む各生命保険会社等の保有する共済・保険契約等に関する、相互照会事項の情報を共同して利用しております。

ます。

また、組合員・お客さまの特定個人情報は「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」にもとづき適切に取り扱います。今後、個人情報に変更等が発生した際にも、全労済において、それぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。全労済の個人情報に関する取り扱いは、ホームページ(<https://www.zenrosai.coop>)をご覧ください。

### ②共同利用の事項

UAゼンセンと全労済、加入者(組合員)、所属労働組合が共同利用する保有個人データは、次の項目になります。

- (a)加入・変更・脱退申込書記載事項(加入者・被共済者・受取人情報・契約内容・口座情報)
- (b)年末調整手続事項(年間支払金額、割戻金額、申告金額)
- (c)労働組合経由の共済金支払手続事項(共済金請求書・支払通知書=加入者・被共済者・受取人情報・共済事由・共済金額・口座情報)

※上記事項に関わる所属組合・会社等の事業所番号、従業員番号、所属番号、氏名、生年月日、性別、住所、電話番号を個人データ項目とし共同利用します。

## 共済契約等にかかる事務手続きについて

加入者がUAゼンセンに所属する労働組合を通じてご加入される場合、共済契約等にかかる事務手続きは加入者からの委任にもとづいてUAゼンセンが代行することとなります。

## 都道府県労働者共済生活協同組合定款

引受基準緩和型共済生命コース加入者は、全国労働者共済生活協同組合連合会(全労済)および各都道府県生協の組合員となります。以下、組合員についての記載となります。

[定款・組合員及び出資金に関する条文抜粋]

### 〔組合員の資格〕

《第6条》この組合の区域内に住所を有する者は、この組合の組合員となることができる。

2)この組合の区域内に勤務地を有する者でこの組合の事業を利用することを適当とする者は、この組合の承認を受けて、この組合の組合員となることができる。

### 〔届出の義務〕

《第9条》組合員は、組合員たる資格を喪失したとき、又はその氏名若しくは住所を変更したときは、速やかにその旨をこの組合に届け出なければならない。

### 〔自由脱退〕

《第10条》組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの組合に予告し、当該事業年度の終わりにおいて脱退することができる。

2)この組合は、組合員が第9条に定める住所の変更届を2年間行わなかったときは、脱退の予告があったものとみなし、理事会において脱退処理を行い、当該事業年度の終わりにおいて当該組合員は脱退するものとする。

3)前項の規定により脱退の予告があったものとみなそうとするときは、この組合は事前に当該組合員に対する年一回以上の所在確認を定期的に行うとともに、公告等による住所の変更届出の催告をしなければならない。

4)第2項の規定により理事会が脱退処理を行ったときは、その結果について総代会に報告するものとする。

### 〔法定脱退〕

《第11条》組合員は、次の事由によって脱退する。

- (1)組合員たる資格の喪失
- (2)死亡
- (3)除名

### 〔除名〕

《第12条》この組合は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができる。

- (1)3年間この組合の事業を利用しないとき
- (2)この組合の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき
- 2)前項の場合において、この組合は、総代会に会日の5日前までに、除名しようとする組合員にその旨を通知し、かつ、総代会において弁明する機会を与えなければならない。
- 3)この組合は、除名の議決があったときは、除名された組合員に除名の理由を明らかにして、その旨を通知するものとする。

## 全労済引受部分に関する苦情・異議申し立て

●電話03-5368-5757

●受付時間9:00～12:00/13:00～17:00(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

※ただし、自動車事故の賠償にかかるものは取り扱いしておりません。

全労済の対応に納得のいくような解決ができない場合は、中立的な第三者機関である「一般社団法人日本共済協会共済相談所」をご利用いただくことができます。日本共済協会では、裁定または仲裁により解決支援業務を行います。

## ご契約者の皆さまへ

全労済は、将来の支払いに備えて、厚生労働省令に定められている共済契約準備金をこえる充分な積み立てを行っています。また、資産運用のリスクを適切に管理し、健全な資産運用を行っています。全労済は、これからも引き続き健全な経営に努めていくとともに、情報開示を積極的に行っていきます。また、個人情報保護法をはじめ関連する法令等を遵守し、お預かりしたお客さまに関する情報について厳重な管理体制のもとに正確性・機密性・安全性の確保に努めています(※詳しくは各都道府県の全労済にお問い合わせください)。

※引受基準緩和型共済生命コースは、全労済と共同運営している制度です。



全労済は、常利を目的としない保険の生協として共済事業を営み、組合員の皆さまの安心とゆとりある暮らしをめざしています。出資金をお支払いいただくことで組合員になれば、各種共済をご利用いただけます。

ZENROSAI NEWS

90 d 18 E 002





